

日時：令和8年8月5日（水）13 時～

場所：京葉ガスビル 5 階会議室

令和8年度 第1回 松戸市総合教育会議 次 第

1 開会

2 議事

議題 1 柱2「松戸でこどもを教育したいと思える環境をつくれます」

○放課後のこどもたちが安全に安心して過ごせる環境整備について

3 その他

4 閉会

令和8年度第1回 松戸市総合教育会議 出席者一覧

○松戸市総合教育会議 委員

松戸 隆政	市長
波田 寿一	教育長
武田 司	教育委員
山形 照恵	教育委員
中西 茂	教育委員
和座 一弘	教育委員

○陪席者（総合教育会議連絡調整会議構成員を兼ねる）

中平 治	総合政策部長
板花 克	みらい教育創造部長
湯浅 勝	生涯学習部長
南 進史	学校教育部長
渡邊 剛史	総合政策部 政策推進課長
榎本 雄介	みらい教育創造部 教育総務課長

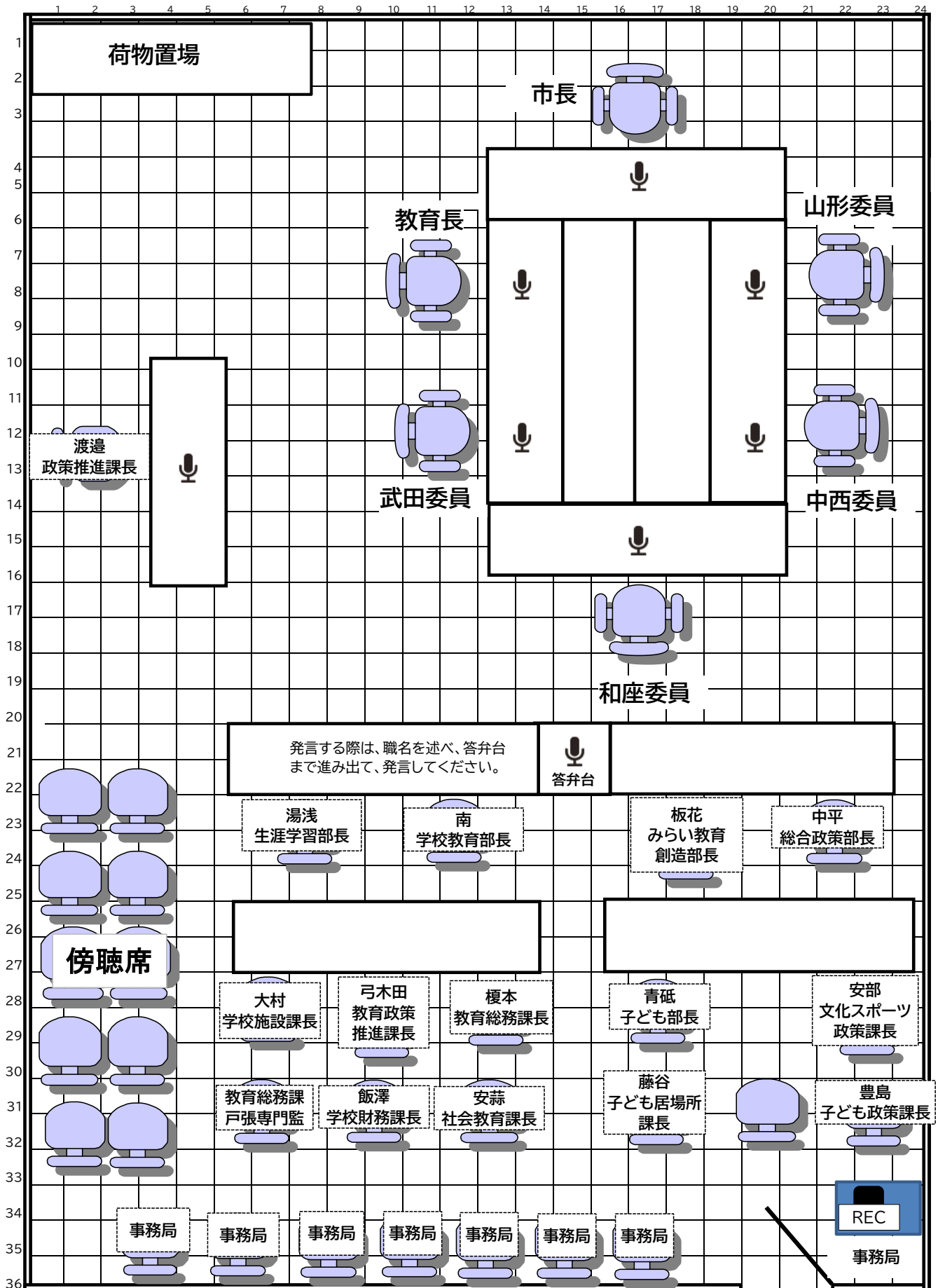
○関係部出席者

青砥 英一	子ども部長
豊島 美潮	子ども部 子ども政策課長
藤谷 美伸	子ども部 子ども居場所課長
安部 豪	文化スポーツ部 文化スポーツ政策課長
弓木田 誠	みらい教育創造部 教育政策推進課長
大村 雄一郎	みらい教育創造部 学校施設課長
安蒜 孝哲	生涯学習部 社会教育課長
飯澤 信幸	学校教育部 学校財務課長
戸張 徳一	みらい教育創造部 教育総務課 専門監

○事務局

市長事務局	政策推進課
教育委員会	教育総務課

令和8年度 第1回 松戸市総合教育会議 席次



放課後のこどもたちが安全に安心して過ごせる環境整備について

こどもを取り巻く「放課後」の現状と課題

①放課後を取り巻く社会環境の変化

- ・ 少子化や共働き世帯の増加
- ・ 地域コミュニティの希薄化
- ・ 家庭環境の多様化
- ・ 配慮を要するこどもの増加

②放課後に求められる役割の拡大

- ・ 「保育、預かりの中心」から「こどもの健全育成」へ

③全国共通の課題

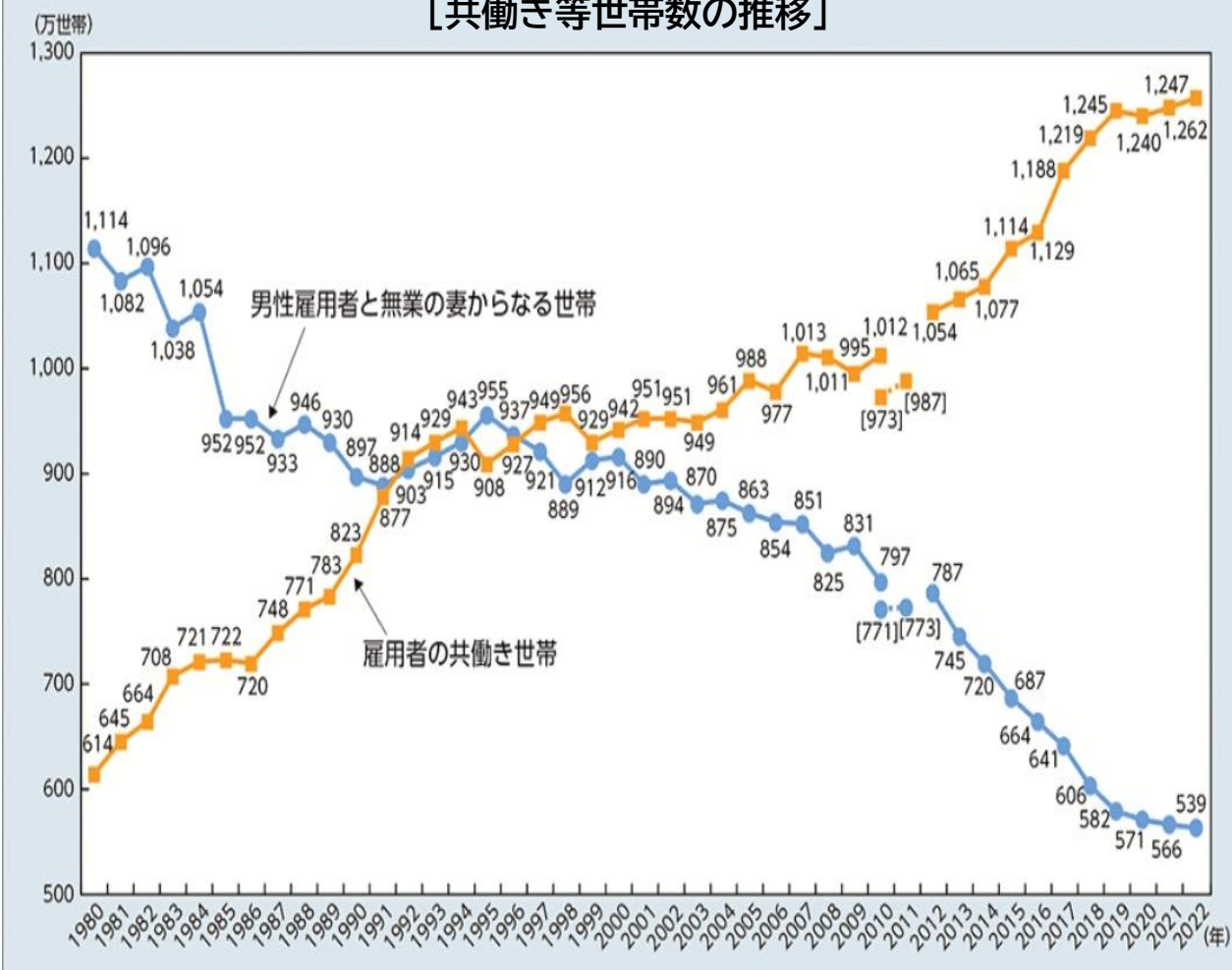
- ・ 活動空間の不足
- ・ 担い手不足
- ・ 質の向上
- ・ 持続可能な運営体制の構築

◆ 松戸市の放課後施策

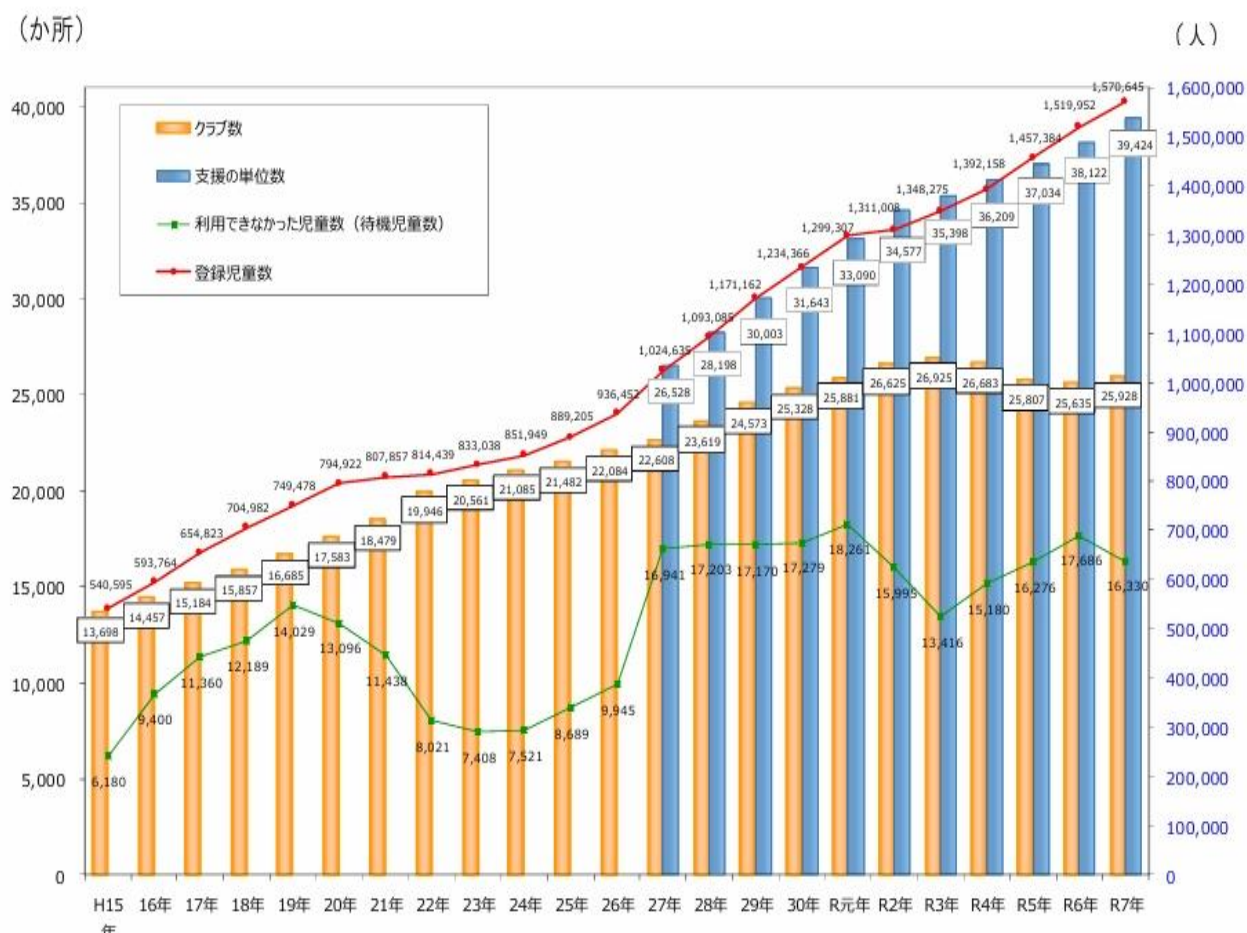
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 放課後KIDSルーム
- ・ 児童館
- ・ こども館

全国における共働き世帯数及び放課後児童クラブの推移

〔共働き等世帯数の推移〕

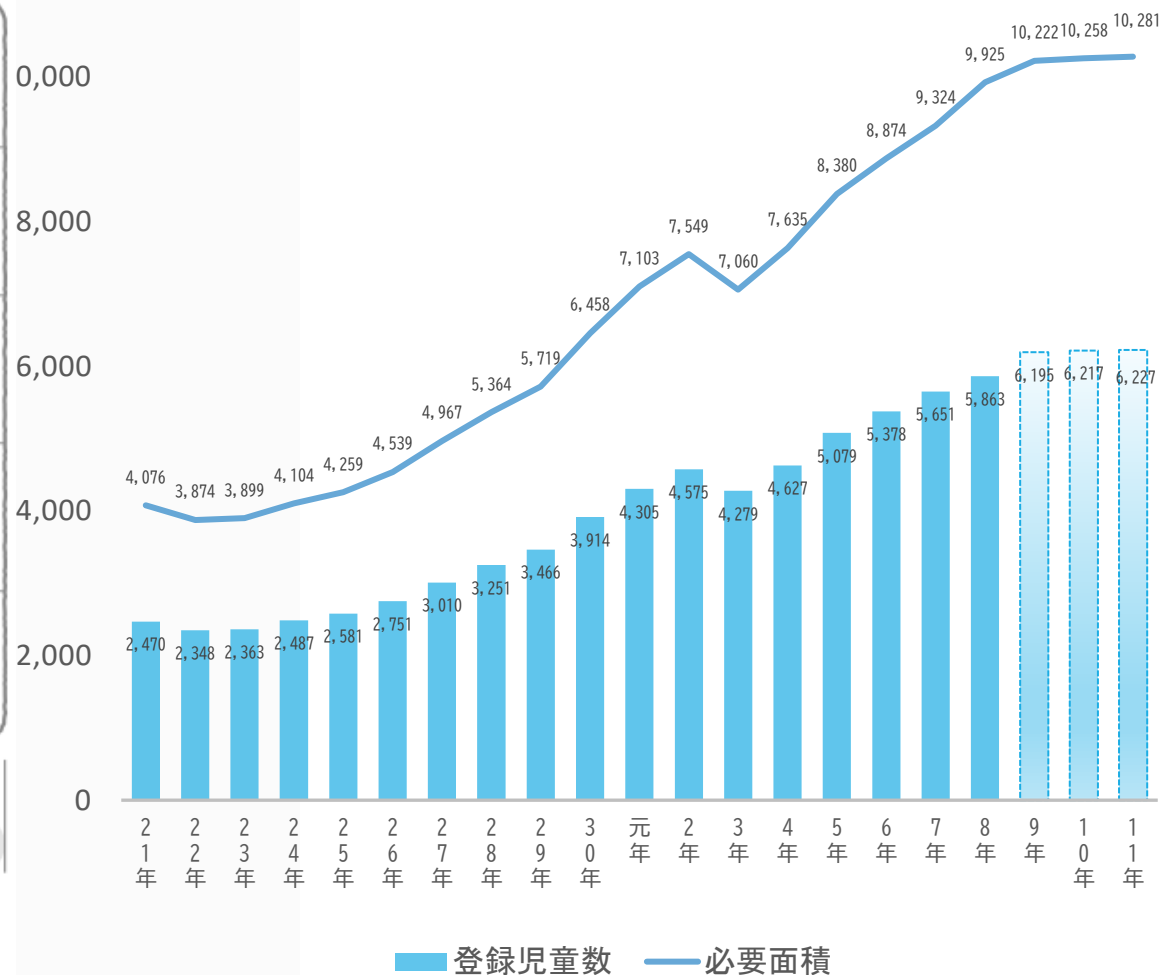
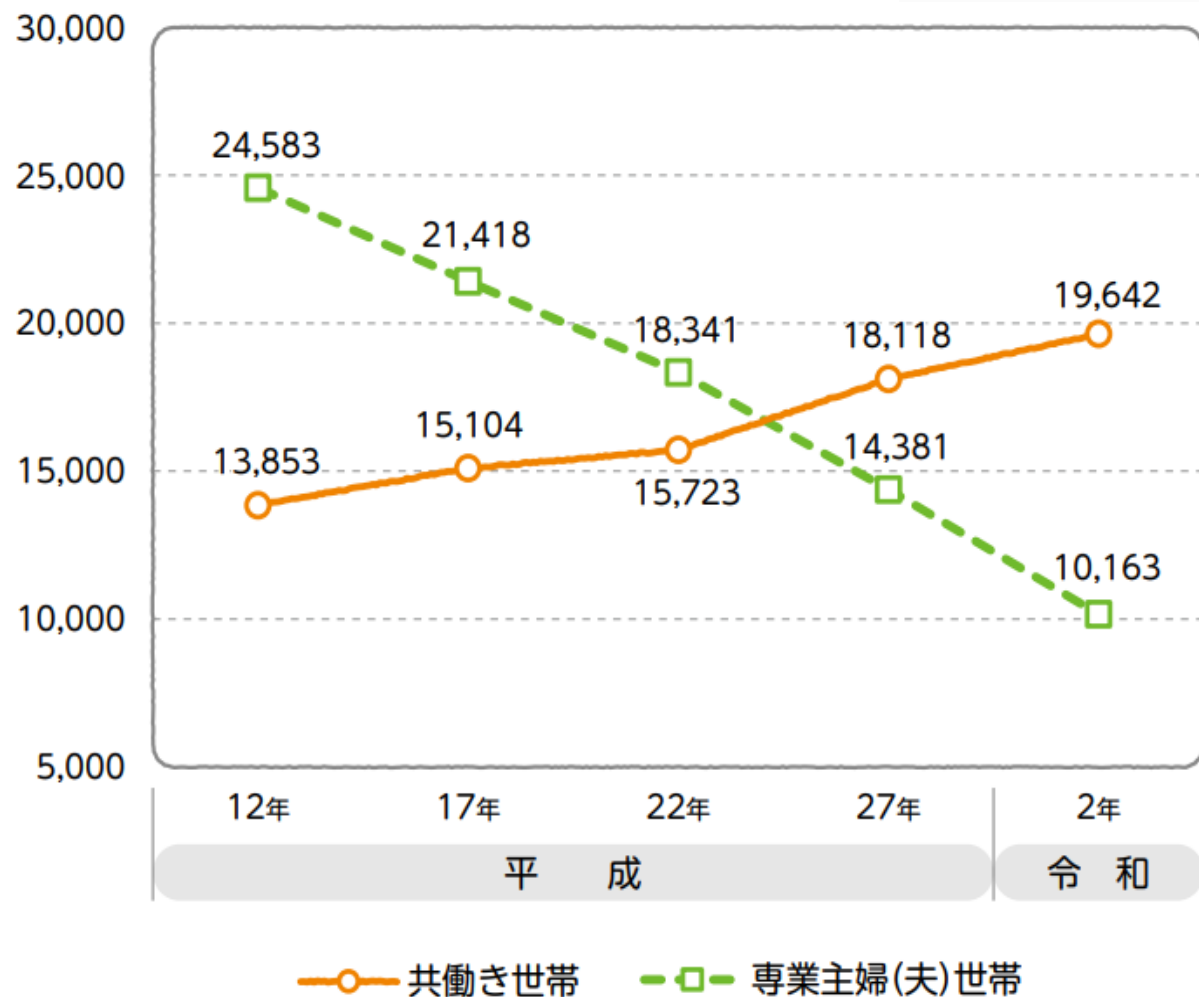


〔クラブ数、支援の単位数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕



松戸市における共働き世帯数及び放課後児童クラブの推移

世帯数(世帯)



松戸市の放課後児童クラブにおける現状と課題

- ・ 今後も安定的な受入体制を維持・拡充していくためには、活動場所の確保が最大の課題
- ・ 専用施設の整備は、建設コストの上昇等により実施が困難
- ・ 高学年が授業で特別教室を利用する際、低学年が一区画に集中し、育成環境が著しく狭隘化
- ・ 集団活動を行う育成スペースに加え、クールダウンや個別対応のための空間不足
- ・ 学校周辺に活用可能な民間物件が不足、賃料発生に伴う財政負担

放課後児童対策の一層の強化を図るため、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を「放課後児童対策パッケージ2026」としてとりまとめましたので通知します。

こ 成 環 第 7 7 3 号
7 文科教第 1 4 3 6 号
令和 7 年 1 2 月 2 6 日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

こども家庭庁成育局長
文部科学省総合教育政策局長
文部科学省初等中等教育局長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

「放課後児童対策パッケージ2026」について（通知）

日頃より、放課後児童対策を推進いただき、御礼申し上げます。

各自治体の皆様の御尽力により、令和7年5月1日時点において、放課後児童クラブの登録児童数が約157万人となり、これまで国が目標としてきた約152万人分の受け皿整備を達成しましたが、登録児童数が増加している一方で、依然約1.6万人の待機児童数が生じていることを踏まえ、今般、新たな整備目標を設定するとともに、今後の取組の方向性を示すこととし、「放課後児童対策パッケージ2026」をとりまとめました。

こども家庭庁及び文部科学省としては、放課後児童対策について、これまであらゆる機会を通じて連携し、全てのこどもが安全で安心した豊かな放課後の居場所を持てるよう、様々な取組を進めてきたところです。

こどものウェルビーイングを確保していくという「こどもまんなか」の理念を踏まえ、どの地域に住んでいても、全てのこども達が安心して安全に利用できる居場所が確保される環境を整備することは大変重要であり、各自治体におかれては、引き続き福祉部局と教育委員会の更なる連携を図りつつ、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を進めるとともに、「こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）」も参照しつつ、こども・若者の居場所づくりを進めていただきますようお願いいたします。

特に放課後児童クラブの場の確保に向けた学校施設の活用については、様々な機会を通じて各自治体における積極的な対応をお願いしてきたところですが、今後、各自治体におかれては「放課後児童対策パッケージ 2026」を踏まえ下記の事項に御留意の上、御対応をお願いします。

つきましては、「放課後児童対策パッケージ」の効果的かつ円滑な実施に御配慮いただくとともに、管内・域内市区町村に対して、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内市区町村教育委員会に対して周知いただくようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 学校施設の活用に際して余裕教室の活用が見込めない場合、学校敷地内のプレハブ施設の整備や特別教室等の一時的な活用（タイムシェア）を積極的に検討し、これらの教室等が活用できない場合は、**低学年の普通教室のタイムシェアも検討することが望ましいこと。**
2. タイムシェアを進める際は、自治体内の福祉部局及び教育委員会の担当職員において管理運営上の責任体制等を明確化するための確認事項を整備することが望ましく、別添通知（「放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて」（令和元年 7 月 4 日付け元教地推第 12 号・子子発 0704 第 1 号文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）及び「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について」（令和 5 年 8 月 31 日付け成環第 125 号・5 教地推第 71 号子ども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長通知））において示している協定書のひな形や関係部署間の確認事項（例）を参考とすること。
3. **学校施設の活用は、自治体の福祉部局の担当職員が学校の管理職と交渉とすることで進めるのではなく、まずは自治体の行政組織内で協議を行い、首長、教育長等のトップレベル間で方針を決定し、福祉部局及び教育委員会が一体的に対応していくことが望ましいこと。**

以上

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

待機児童の解消に向けて、これまで実施してきた「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」「時期的なニーズの変動等への対応」の推進に引き続き取り組む。また、これらの各種支援策を、待機児童数の多い自治体に対して、それぞれの状況に応じて両省庁から積極的に紹介し、活用を助言する（プッシュ型支援）等、自治体へのきめ細やかな支援に努める。

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

場の確保のためには、学校施設内外問わず、活用できる場を求めていく必要がある。ただし、中長期的な視点に立つと、新たな施設整備は維持することの負担が想定される。放課後児童クラブが持続可能なものとなるよう、その整備における基本的な選択肢として、学校施設や公共施設等の既存施設とすることが期待される。自治体によっては、小学校の低学年の普通教室をタイムシェアにより活用したり、中学校や大学施設も活用したりするなど、既存施設の活用が進められている。地域にある資源を積極的に開発していく視点が必要になっている。

保護者及び児童においては、安全・安心で利便性の高い居場所を求める声があるため、自治体においては、まずは、放課後児童クラブを利用する児童が在籍する小学校内での実施について検討を行うことが望ましい。小学校内の施設については、小学校3・5人学級の実施や特別支援学級の増加等の事情がある中で、余裕教室の活用が見込めない場合もあることから、学校敷地内のプレハブ施設の整備や、特別教室等の一時的な活用（タイムシェア）を積極的に検討する必要がある。これらの教室等が活用できない場合は、低学年の普通教室のタイムシェアも検討することが望ましい。

また、学校外においても利活用できる既存施設等における空間の確保や施設整備も拡充して対応していく。

2. 放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施

新プランの推進のために設置された市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会については、放課後児童対策を検討する上で有効な協議の場であることから、今後も継続するよう要請する。また、都道府県域の推進委員会等、関係機関や市町村が連携する取組に対する支援を行う。（こども家庭庁・文部科学省）

② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について取り上げることも想定されているところ、特に待機児童が発生するなど放課後児童対策の充実が喫緊の課題となっている自治体において、積極的に総合教育会議で取り上げるよう、関係会議等を通じて周知を図る。（文部科学省）

松戸市で学校施設を活用することの意義

- ・ 学校施設のさらなる活用はこどもの最善の利益につながる
- ・ 児童が慣れ親しんだ環境により、心身の安定につながる
- ・ 学校生活から放課後まで切れ目のない支援が可能
- ・ クラブ分室移動時に伴う交通事故や不審者被害リスクの無い安全な場所
- ・ 災害、緊急時対応の一体化
- ・ 将来にわたり持続可能な受入れ体制の構築
- ・ 限られた公共施設資源の有効活用

松戸市の今後の対応（案）

- 学校施設のさらなる活用にあたってのルール設定
 - ①教育活動を最優先とする
 - ②運営・安全管理等は市長部局が責任を担う
 - ③余裕教室、特別教室等の活用を優先し、それでもなお受入れ体制の確保が困難な場合には、普通教室の活用を検討する
 - ④恒久的な利用ではなく、状況に応じて見直しを行う
 - ⑤使用時間・範囲の明確化及び原状回復の徹底

参考事例：東京都三鷹市（一般市）

普通教室を利用して放課後子供教室を実施

- 普通教室を授業終了後に場面転換し、誰でも参加できる放課後子供教室事業として利用している。
- 学校授業終了後、当該教室の在籍児童は、教室内にある全ての私物をロッカーに片付けてから帰宅する。その後、放課後子供教室開始前に、担当スタッフがロッカーや壁面にシートを貼るなどの準備を行う。
- これは、余裕教室の確保が難しい状況下での活動場所確保のため、令和3年度より1校で試験的に開始した取組である。今後は、個人情報保護対策をより強化するため、ロッカーにシャッター式の扉を設置し、鍵をかけられるようにするなどの対応を検討している。

	放課後児童 クラブ	放課後子供 教室
運営 形態	公立民営	委託
所管 部局	子ども政策部	



◆三鷹市へ運用を聴取した内容

- 学校も居場所づくりに全面的に協力して成り立っている
- 学校教室を使用するにあたり協議書はない
- ロッカー工事は夏休み中。
(子どもの居場所づくり、学校施設のため教育委員会が工事)
- 学校の備品、教室内に掲示されている作品破損・紛失等のトラブル一切ない
- 普段は1教室のみで収まるが、児童が多いときは隣の教室も使用してよい
- 1年2組が保護者会などで使用できないときは他の教室を使用
- 帰りの会の時に、備品を廊下に準備
- 備品は普段同フロアの教材室に格納（スเปアキー所持）
- 児童全員が一旦全員退室。子ども教室職員が備品搬入、机椅子レイアウト変更
※担任の先生はまだいた
- 机椅子を原状回復しやすく教室床に目印、机椅子にテプラでナンバリング
- 5分程度で受入準備完了、担任の先生退室
- 児童は一度下校、外履きに履き替え、子ども教室下駄箱から入室

